

令和元年度墨田区議会定例会 11月議会提出予定案件

〈予算〉

- 1 令和元年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和元年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 令和元年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 令和元年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

〈契約〉

- 1 旧すみだ中小企業センター大規模改修工事請負契約
- 2 旧すみだ中小企業センター大規模改修に伴う電気設備工事請負契約
- 3 旧すみだ中小企業センター大規模改修に伴う機械設備工事請負契約

〈その他〉

- 1 墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について
- 2 本所地域プラザの指定管理者の指定について
- 3 すみだトリフォニーホールの指定管理者の指定について
- 4 東向島児童館及び東向島児童館分館の指定管理者の指定について
- 5 立川児童館の指定管理者の指定について
- 6 文花子育てひろばの指定管理者の指定について
- 7 すみだステップハウスおおぞらの指定管理者の指定について
- 8 損害賠償の額の決定について

令和元年度墨田区議会定例会 11月議会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

公職選挙法施行令の一部改正（元.5.31 公布、元.6.1 施行）により、投票管理者の交替制が可能となったことに伴い、投票管理者が半日従事する場合の報酬の額を次のとおり定める。

ア 投票管理者 9,500円（1日の場合、17,000円）

イ 期日前投票における投票管理者 8,500円（1日の場合、15,000円）

(2) 施行期日

公布の日

2 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の変更に伴い、当該地区計画の地区の名称を次のとおり改める。

現 行 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区

改正後 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区

(2) 施行期日

公布の日

<契約>

1 旧すみだ中小企業センター大規模改修工事請負契約

(1) 位 置 墨田区文花一丁目19番1号

(2) 契約の方法 一般競争入札

(3) 契約金額 19億1,070万円
(予定価格19億1,282万3,000円)

(4) 契約の相手方 坂田・東武谷内田建設共同企業体

(5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和3年1月29日まで

(6) 支出科目等 令和元年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
財産管理費 工事請負費
令和2年度 債務負担行為

2 旧すみだ中小企業センター大規模改修に伴う電気設備工事請負契約

(1) 位 置 墨田区文花一丁目19番1号

(2) 契約の方法 一般競争入札

(3) 契約金額 4億5,650万円

(予定価格4億5,830万4,000円)

- (4) 契約の相手方 昭電・ヤマト建設共同企業体
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和3年1月29日まで
- (6) 支出科目等 令和元年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
財産管理費 工事請負費
令和2年度 債務負担行為

3 旧すみだ中小企業センター大規模改修に伴う機械設備工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区文花一丁目19番1号
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 5億50万円
(予定価格5億1,067万5,000円)
- (4) 契約の相手方 一工・浦安建設共同企業体
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和3年1月29日まで
- (6) 支出科目等 令和元年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
財産管理費 工事請負費
令和2年度 債務負担行為

〈その他〉

- 1 墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。
 - (1) 施設の名称 墨田区横川コミュニティ会館
 - (2) 指定管理者 ソシオーク・テルウェル・東武ビルマネジメント共同企業体
 - (3) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

- 2 本所地域プラザの指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第3項の規定により、本所地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。
 - (1) 施設の名称 本所地域プラザ
 - (2) 指定管理者 一般社団法人 地域プラザBIGSHIP
 - (3) 指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

- 3 すみだトリフォニーホールの指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだトリフォニーホールの指定管理者を次のとおり指定する。
 - (1) 施設の名称 すみだトリフォニーホール
 - (2) 指定管理者 公益財団法人 墨田区文化振興財団
 - (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 東向島児童館及び東向島児童館分館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、東向島児童館及び東向島児童館分館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 東向島児童館及び東向島児童館分館
- (2) 指定管理者 一般財団法人 本所賀川記念館
- (3) 指 定 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 立川児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、立川児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 立川児童館
- (2) 指定管理者 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
- (3) 指 定 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

6 文花子育てひろばの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、文花子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 文花子育てひろば
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3) 指 定 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

7 すみだステップハウスおおぞらの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだステップハウスおおぞらの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだステップハウスおおぞら
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
- (3) 指 定 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

8 損害賠償の額の決定について

旧すみだ中小企業センターの大規模改修工事に伴い、冷暖房機の借上げ契約を解除したことにより、当該契約の相手方に損害が生じたことについて、賠償の請求があったので、当該損害に係る賠償の額を決定する。

- (1) 相 手 方 東京ガスリース株式会社
- (2) 損害賠償額 635万400円